

筑波大学ゆりのき保育所

令和5年度

入所のしおり



ゆりのき保育所

国立大学法人 筑波大学
ライクキッズ株式会社

1 ゆりのき保育所について

(1) 理念

「国立大学法人筑波大学ゆりのき保育所」は筑波大学の環境と特色を十分に生かしながら、児童憲章に示されている「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は良い環境の中で育てられる」という理念を日常の保育において実践し児童の福祉の向上に資するとともに、男女職員の子育て環境の支援を行うことにより就業環境の一層の向上に努め優秀な教職員を確保するとともに男女共同参画社会実現に資するため法人として取組むことを目指します。

(2) 名前の由来

保育所の近くには病院入口から大学中央へ続く学内道路、通称「ゆりのき通り」が南北に走っています。この「百合の樹」は生育が早く20m以上の高さにもなる木で5～6月の季節にはチューリップのような可憐な花を咲かせることから、英名では「チューリップツリー」と呼ばれています。「ゆりのき保育所」には、この木のように子ども達の健やかな成長と可憐な花のような優しい気持ちを育ててほしいとの願いが込められています。

(3) 保育方針

- 健康な身体、感動する心、安定した情緒を育てます。
 - ・おいしく食べて、いっぱい遊び、ぐっすり眠る。
 - ・自分らしくのびのびと過ごせる心の安らぐ環境を整えます。
- 自主性・主体性を育てます。
 - 子供の持つ可能性は無限大。
 - 「やらせる」のではなく「やってみたくなる」環境作り。
 - 自由に遊びを創造・発展させながら、考える力、創る喜びを育てます。
- 個性を大切にします。
 - 一人ひとりの子どもの心に寄り添い「自分らしさ」を発揮できるように援助します。
- 「思いやり」の気持ちを育てます。
 - ・思いやりは思いやりを受けとめる事で育ちます。
 - ・保育者が一人ひとりを受けとめ、思いやりを持って接します。
- 自然と触れあい、体験を重視します。
 - ・毎日のいろいろな体験は子どもの成長の糧です。
 - ・近隣の環境を生かし、自然や物に対する興味を育てます。
- 心の安らぐ暖かい場所を作ります。
 - ・明るく安らぎのある園作りを心掛けます。
 - ・家庭とコミュニケーションをとり、協力して子どもの成長を見守ります。
- 保護者や大学の皆様と共に子どもの成長を見守ります。

(4) 概要

- 名 称 筑波大学 ゆりのき保育所
- 所在地 茨城県 つくば市 天久保 2丁目1-1
- 設置者 国立大学法人筑波大学 (住所) 茨城県 つくば市 天王台 1丁目1-1
- 管理者 ゆりのき保育所所長 (住所) 茨城県 つくば市 天久保 2丁目1-1

- TEL 029 (855) 7120
- FAX 029 (855) 7120
- E-mail yurinoki-room@like-kd.co.jp
- URL <https://diversity.tsukuba.ac.jp>
- 開所 平成18年12月1日
- 職員構成 所長・主任・保育士・看護師・事務職員
- 施設概要 鉄筋コンクリート造2階建の1階 延べ床面積 約 880㎡
屋外遊技場 約 601㎡

○ 保育日

365日保育

- ①月極め保育の最大利用可能日数は月25日まで。(連続利用は6日まで。)
- ②休暇等で保育できる者がいる日は、基本的には家庭保育をお願いしております。やむを得ず預ける場合は、短時間(例：9：00～16：00)の利用となります。ただし、お子様が体調不良のため薬を服用中の場合にはご家庭での保育をお願いいたします。
- ③土日祝日は仕事・研修以外でのお預かりはいたしません。

○ 保育時間

- 開所時間 7：00～22：00(15時間)
- 基本保育 7：30～21：30の任意の10時間
- 早朝保育 基本保育に定めた始期より早く保育をする時間
- 延長保育 基本保育に定めた終期を超えて遅く保育をする時間

○ 利用対象者

本学の職員(本法人の役員及び本法人と雇用関係のある者)で、利用者の勤務又は疾病等の事由により監護すべき乳幼児の保育に欠けることが明らかである者。
※原則として、公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、当該乳幼児が接種可能である予防接種を全て受けていること、集団保育が可能であることが入所の条件となります。

※新規でお申込みの方は、入所が内定した場合、保育所における面談を経て、正式な入所承諾となります。

- 保育対象 本学職員の生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児。

○ 保育人数

乳児又は幼児の年齢区分	月極め保育定員	一時保育定員
0歳児	21人	20人
1歳児	27人	
2歳児	27人	
3歳児以上	35人	

※月極め保育定員数に空きがある場合のみ、一時保育20人まで利用可能。

- 運営形態 保育業務は、次の保育業者に委託しています。
ライクキッズ株式会社 担当：運営部

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ 17 階
TEL: 03-6431-9966 FAX: 03-6431-9974
URL: <https://www.like-kd.co.jp/academy/>

- **入所手続き** 入所を希望する場合、ゆりのき保育所ホームページに掲載する募集要項等に従い、申込みをしてください。なお、応募期限後も随時入所申込を受け付けますが、入所準備の都合等により、利用開始がご希望日以降となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。
- **その他** ゆりのき保育所は、教育及び医学関係の学生の実習等で利用される場合があります。

注 意 事 項

- ①公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿った予防接種について、お子様が接種可能である予防接種を接種されず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただき退所いただくこととなります。
- ②ゆりのき保育所では、原則として産前・産後休業や育児休業を取得している期間については、入所できません。ただし、利用開始後、入所しているお子様以外のお子様の産前・産後休業を取得した場合、その産前・産後休業期間は継続して利用することが可能です。その後、入所しているお子様以外のお子様の育児休業を開始した場合は、当該育児休業開始日の属する年度の末日まで、既に入所しているお子様の継続利用を可能とします。なお、当該育児休業開始日の属する年度の翌年度については、既に入所しているお子様の年齢区分が1歳以上で、保育定員数に空きがある場合に限り、既に入所していたお子様の利用を可能とします。(ただし、ゆりのき保育所は年度毎の募集を行っているため、次年度以降の入所については、改めて入所に係る申請が必要となります。申請後の審査の結果については別途通知されます。)
- ③申込者の配偶者が求職中で入所承諾となった場合、入所後速やかに勤務先を大学にご連絡ください。
※概ね入所後2か月程度で就職状況を確認させていただく予定です。
- ④入所のお申込みをされても、定員超過等により必ずしも入所できない可能性がありますことをご了承願います。ゆりのき保育所への入所申込にあたり、つくば市の認可保育所等、他の保育所と併願されることは特段差支えありません。
- ⑤ゆりのき保育所は、幼児教育・保育の無償化の対象施設です。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」申請と利用料金の請求手続きが必要となります。詳細は、「5 幼児教育・保育の無償化」のページをご覧ください。
- ⑥集団保育が難しいと判断された場合には、入所できない場合があります。乳幼児の発達等に不安がある場合は、事前に乳幼児を同伴しての見学をおすすめします。ゆりのき保育所（029（855）7120）までお問い合わせください。

2 1日の流れ<例示>

時間	0歳児	0歳児～1歳児	2歳児	3歳児以上
7:00 7:30	基本保育開始 順次登所 視診 あそび	基本保育開始 順次登所 視診 あそび	基本保育開始 順次登所 あそび	基本保育開始 順次登所 あそび
9:30	ミルク 睡眠 あそび *保育者と一緒に安心して遊びます。一人ひとりの発達に合わせ生活リズムを整えていくようにします。	おやつ あそび *だんだん歩行が安定してきて活動範囲も広がります。体をたくさん動かしたり、友だちとの関わりが少しずつ増えたりしていきます。	おやつ あそび	おやつ あそび *今日は何をしようかな？考え工夫しながら遊びをひろげていきます。
10:00	ミルク			
11:30	睡眠	食事	食事	食事
12:30		お昼寝	お昼寝	お昼寝
15:30	ミルク あそび	めざめ おやつ あそび	めざめ おやつ あそび	めざめ おやつ あそび
16:00	夕方にあそび ミルク 順次降所	夕方にあそび 順次降所	夕方にあそび 順次降所	夕方にあそび 順次降所
18:00	ミルク	夕食	夕食	夕食
21:30 22:00	基本保育終了	基本保育終了	基本保育終了	基本保育終了

3 年間行事予定<例示>

4月	進級式・保護者懇談会	10月	運動会・秋の遠足
5月	子どもの日	11月	個人面談
6月	保育参観	12月	クリスマス会
7月	七夕・夏祭り・プール開き	1月	お正月遊び
8月	プール遊び	2月	節分
9月	防災訓練	3月	ひな祭り・お別れ会・卒所式

※毎月、誕生会・避難訓練・身体測定を実施します。

その他、健康診断（春・秋）・歯科検診（9月頃）を実施します。

保育参観、運動会の当日は一時保育の方はご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

4 保育料金等

(1) 保育料

月極め保育

○入所料 15,000円

※ご兄弟で同時に利用する場合の2人目以降の入所料は半額となります。

※以前入所料 15,000円を支払っている入所児については0円となります。

※以前一時保育登録料 5,000円を支払っている入所児については差額分 10,000円となります。

○保育料（月23日まで）

乳児又は幼児の年齢区分	保育料の月額
2歳以下	45,000円
3歳	30,500円
4歳以上	24,500円

①ご兄弟で同時に利用する場合、上のお子様（一番下のお子様以外）の保育料が半額となります。

②利用状況に応じて、早朝料金、延長料金が発生します。詳細は「早朝料金・延長料金」の項目をご覧ください。月の途中で入所又は退所した場合でも、保育料の日割り計算は行いません。

○月に23日を超え24日または25日利用する場合の保育料

月に23日を超え、24日または25日利用する場合、24日目以降の保育料は以下のとおりとなります。月の初めから数えて、24日目または25日目に当たる日の利用時間に応じて請求します。

①基本保育時間の半分（5時間）以下の利用：1時間当たり800円

②基本保育時間(5時間を超えて10時間以内)の利用：1日当たり4,800円

○光熱水料 月額児童1人当たり4,000円

一時保育

※月極め保育定員数に空きがある場合のみ利用可能

○一時保育登録料 5,000円

※以前月極め保育入所料15,000円を支払っている入所児については0円となります。

※月極め保育開始月の前月中のならし保育を実施する場合は、月極め保育入所料とあわせて、月極め保育開始月に15,000円をお支払いいただきます。

○一時保育の保育料

①基本保育時間の半分(5時間)以下の利用：1時間当たり800円

②基本保育時間(5時間を超えて10時間以内)の利用：1日当たり4,800円

○光熱水料 日額児童1人当たり200円

延長料金・早朝料金

○延長料金

基本保育時間を超えて利用する場合、30分当たり400円の延長料金が発生いたします。

○早朝料金(※原則、利用予定時間より早い時間の保育の受け入れは行っておりません。)

基本保育時間より早い時間に登所した場合、30分当たり400円の早朝料金が発生します。

※延長料金または早朝料金については、10分を超えた時点で400円の料金が発生いたしますのでご注意ください。

例 利用予定時間が8:00~18:00の場合、

7:45に登所 →400円の早朝料金が発生

18:45に降所 →800円の延長料金が発生

※「5 利用に関する注意事項及び利用計画書の提出」に記載している注意事項を必ずご確認ください。

(2) 食事・おやつ代

★昼食・午前おやつ・午後おやつを利用する場合は1日につき570円となります。

・昼食：1食430円

・夕食：1食430円

・午前おやつ：1食70円

・午後おやつ：1食70円

※提供される食事と料金等については以下ようになります。

	離乳中期まで	離乳後期・完了期	幼児食
昼食	レトルトをご持参ください。	1食430円 (※1)	1食430円 (※1)
夕食	ミルク対応となります。	ミルク対応となります。	1食430円 (夕食は幼児食のみ提供)
午前おやつ	市販のおやつをご持参ください。 (※2)	1食70円 (※1)	1食70円 (※1)
午後おやつ	市販のおやつをご持参ください。 (※2)	1食70円 (※1)	1食70円 (※1)

※1アレルギーのある場合は、卵、乳製品、小麦については除去食の提供が可能です。それ以外のアレルギーについては、昼食及び夕食についてはレトルト又はお弁当を、おやつについては保育所で提供されるおやつに類似のおやつをご持参ください。レトルトは、未開封・賞味期限内のものを1日分ずつご持参ください。

※2持参するおやつの内容は保育所とご相談ください。

★毎月ご提出いただく「利用計画書」の利用時間に基づき、午前おやつ(9:30)、昼食(11:30)、午後おやつ(15:30)は、原則ご利用になるものとしてカウントいたします。ご利用にならない場合は、「利用計画変更届」(「5 利用に関する注意事項及び利用計画書の提出(5)」参照)をご提出ください。

(3) ミルク代

保育所で準備する粉ミルクを利用する場合、ミルク代が1日につき350円発生します。なお、保育所で提供する食事を利用している場合(離乳後期以降の場合)は、ミルク代は発生しません。

(4) 教材費等

就学等前の準備の一環として、対象児童の保護者様におかれましては、保育教材について「ご家庭からご持参」又は「ご購入」のいずれかの方法をご検討いただきます。詳細については、保護者懇談会で説明いたします。なお、教材費等は、毎年変動の可能性がありますのでご了承願います。

○児童印・帽子

児童印	220円(税込)	※全員
たれつき帽子	850円(税込)	※年齢・希望に応じて

○布団乾燥 全員対象で月2回（1回520円×2回）の実施になります。

※その他、月刊絵本や卒園アルバム等の代金を別途徴収することがございますのでご了承ください。

また、集金の際は、必ず期日を守り、保育士・職員に手渡しでご提出ください。
おつりのないようお願いいたします。

(5) 支払方法

- ①料金はすべて後納です。
- ②毎月27日前後に利用者指定の口座から引き落としになります。
- ③初回月は入所料も一緒にご請求いたします。
- ④前月分の保育料等の料金は、毎月概ね15日までに利用者へ明細書を配布し、ご指定の口座から引き落としとなります。
- ⑤教材費等の一部の費用は現金で徴収します。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が実施されており、ゆりのき保育所もその対象施設として認定されています。無償化の対象者は、保育所へ保育料を納付後に、お住まいの市町村に対して請求を行うと保育料が還付されます。対象の方は、手続きが必要となりますので、各自実施していただきますようお願いいたします。

(1) 無償化の対象者

下記に当てはまる方のうち、お住まいの市町村で施設等利用給付認定を受けた方が対象となります。

- ・ 0～2歳児クラス在籍児のうち住民税非課税世帯
- ・ 3～5歳児クラス在籍児

(2) 無償化の範囲

ゆりのき保育所では以下の料金が無償化の対象となります。

- ・ 月極め保育料
- ・ 一時保育の保育料
- ・ 早朝料金
- ・ 延長料金
- ・ 月に23日を超え24日または25日利用する場合の料金

※上記の料金のうち、3歳～5歳児は月額37,000円まで、0歳児～2歳児は月額42,000円までが無償化されます。複数の認可外保育施設を利用している方は、他施設の利用料金と合計して上限金額までが無償化されます。

※認可保育所や幼稚園（一部を除く）をご利用の方は、ゆりのき保育所の利用料は無償化の対象とはなりません。

※下記の料金は無償化の対象とはなりません。

- ・ 入所料
- ・ 一時保育登録料
- ・ 光熱水料
- ・ 食事代
- ・ おやつ代
- ・ 教材費等（月刊誌、布団乾燥代等）

(3) 必要な手続き

保育料の還付を受けるためには、お住まいの市町村において、次の手続きが必要です。保育所で取りまとめは行いませんので、各自で実施してください。

①認定申請

無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育所利用開始前に（継続してご利用中の方は、無償化の対象となる前に）、お住まいの市町村で認定申請を行ってください。

②利用料の請求

利用料の還付を受けるためには、利用料の請求手続きが必要となります。保育所の利用後に、お住まいの市町村に対して請求書類を提出してください。

※手続きの方法は市町村によって異なります。手続きの詳細は、お住まいの市町村にご確認ください。

※無償化の対象となる条件を満たしていても、必要な手続きを行わない場合は、無償化となりませんのでご注意ください。

(4) 注意事項等

- ①無償化の対象者も、他の方と同様に保育料等をお支払いいただきます。後日、お住まいの市町村へ請求書類を提出することで、利用料金が還付され、無償化となります。
- ②保育所でも認定された方を把握する必要がありますので、入所申込書に認定の有無等を記入するとともに、市町村から発行される施設等利用給付認定通知書等の写しをご提出ください。また、認定内容に変更が生じた場合は、お手数でも施設等利用給付認定通知書等の写しを再度ご提出ください。なお、提出がない場合には領収証等が発行できない可能性がありますので、ご注意ください。
- ③無償化の対象者には、領収証等を利用月の翌々月中旬頃に交付する予定です。市町村への還付請求時に必要となりますので、それまでなくさないように保管してください。

5 利用に関する注意事項及び利用計画書の提出

- (1) 保育所を利用できる日数の上限は、月に25日まで、連続での利用は6日までです。
- (2) 休暇等で保育できる者がいる日は、基本的には家庭保育をお願いします。預ける場合は、短時間（例：9：00～16：00）での利用をお願いいたします。ただし、お子様が体調不良のため薬を服用中の場合にはご家庭での保育をお願いいたします。
- (3) 土日祝日は仕事・研修の場合のみのお預かりといたします。
- (4) 他の保育所や幼稚園を利用した後に同日中にゆりのき保育所を利用することはお断りしております。なお、日によって利用する施設を変える形で複数の施設を併用することは問題ありません。
- (5) 利用計画書にご記入いただいた時間内での利用をお願いいたします。利用予定時間に変更が生じた場合には、必ず、「利用計画変更届」をご提出ください。利用予定時間の10分以上前に登所した場合には、利用予定時間の10分前までは、保育所内でお子様と一緒にいただきます。また、お迎えが遅れる場合は、保育所にご連絡くださいますようお願いいたします。
- (6) 月極め保育の利用者は「利用計画書」を毎月の指定日（20日前後）の朝9時までにご提出願います。
一時保育の利用者についても、毎月の指定日（20日前後）の朝9時までに翌月の利用予定をご連絡ください。
※保育参観、運動会の当日は一時保育の方はご利用いただくことができませんので、ご了承

承ください。

早朝・延長料金は、申請された基本利用時間（10時間）を基に計算されます。利用時間欄には、実際の登所・降所予定時間を30分単位でご記入ください。

- (7) 利用時間を変更される場合は「利用計画変更届」のご提出をお願いします。
追加・変更・キャンセルは、**利用予定日の2日前（※）の17時まで**にご連絡ください。これ以降のキャンセルの場合はご利用いただいたものとして、保育料を徴収いたします。（月極め保育の場合、月の利用日数に加算します。23日を超えた利用についてのキャンセルの場合は、利用予定時間分の保育料を徴収いたします。）
急なご利用には、対応できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

※保育士の配置の都合上、土曜日、日曜日及び祝日を除く日数となります。

（例）急遽月曜日に利用する予定となった場合→前週木曜日までに保育所に連絡
※提出物等は必ず期日を守り、保育士・職員に手渡しでご提出ください。

- (8) 引き続き1ヶ月以上入所児の長期欠席を希望する利用者は、長期欠席を希望する月の前月の25日までに保育所長期欠席申込書をご提出ください。長期欠席した日の属する月の翌月（長期欠席を開始した日が月の初日である場合は、長期欠席を開始した日の属する月）から再度通所を開始した日の属する月の前月までの間における保育料は免除となります。

例1）6月1日から7月15日まで長期欠席する場合

→6月分の保育料免除、7月分は満額請求となります。

例2）6月10日から7月15日まで長期欠席する場合

→6月分、7月分とも満額請求となります。

例3）6月10日から7月31日まで長期欠席する場合

→6月分は満額請求、7月分は免除となります。

6 食事・おやつ

- (1) 昼食・夕食・午前おやつ・午後おやつを提供します。

昼食	11:30頃
おやつ	9:30頃
	15:30頃
夕食	18:00頃

（注）左記の時間については目安です。
夕食は、19:30以降利用予定のある方のみ提供いたします。

- (2) 全ての食事・おやつは下記の外部業者からの配達により提供します。

弁当 つなぐ

〒305-0045 茨城県つくば市梅園2-2-6 梅園コーポ102号

※遠足の時などはお弁当の持参をお願いすることがあります。

- (3) **離乳食は離乳後期・完了期より提供いたします。**離乳中期までのお子様につきましてはレトルト（未開封・賞味期限内のもの）をご持参ください。
- (4) アレルギー食は**離乳食後期から卵、乳製品、小麦**について除去食を提供します。離乳

食(初期・中期)のお子様でアレルギーがある場合には、レトルト(未開封・賞味期限内のもの)をご持参ください。

その他のアレルギー・慢性疾患・先天性疾患等で食事に制限のあるお子様につきましては、事前にお申し出いただき、対応が難しい場合にはお弁当またはレトルトをご持参ください。

- (5) **夕食は幼児食のみとなります。**なお、アレルギーがあるお子様の夕食はご持参願います。また、夕食をご持参いただく場合には、衛生上お弁当ではなくレトルト(未開封・賞味期限内のもの)をご持参ください。
- (6) 食事・おやつは、前月に提出いただく利用計画書の利用日により準備いたします。
追加・変更・キャンセルの場合は利用予定日の2日前の17時まで(※)に「利用計画変更届」をご提出ください。これ以降のキャンセルの場合は、ご利用いただいたものとして料金を徴収いたします。
※「5 利用に関する注意事項及び利用計画書の提出 (7)」のとおりです。
- (7) 献立表は半月ごとに作成し、準備ができ次第、配布いたしますのでご家庭で参考にしてください。
- (8) 母乳については、搾乳後1週間以内で1日分の冷凍母乳のみお預かりします。使用しなかった母乳は降所時に返却し、返却した母乳の再預かりはいたしません。
- (9) 粉ミルクは「森永はぐくみ」を準備しますがアレルギーにより銘柄を指定される場合はご持参ください。アレルギー児以外の粉ミルク銘柄指定はできません。
- (10) レトルトをご持参いただく場合には、1日分ずつご持参をお願いします。

7 月極め保育開始前のならし保育について

月極め保育で入所する場合、お子様の負担軽減のため、最初の数日間は短時間での利用をお願いしております。ご希望に応じて、令和5年4月以降に月極め保育での入所前(育児休業期間中等)に最大3日間のならし保育を実施することが可能です。

- (1) **月極め保育利用開始月の前月中のならし保育について(月の初めから月極め保育を利用する場合)**

申込フォームにてならし保育の希望についてご回答ください。この場合、ならし保育を利用した時間数に応じて一時保育料金が別途必要となります。

- (2) **月極め保育利用開始月と同月中のならし保育について(月の途中から月極め保育を利用する場合)**

申込フォームにてならし保育の希望についてご回答ください。この場合、別途料金は発生しません。

※年度末の時期に通常保育とならし保育を並行実施することは、昨今の保育士不足等から非常に困難となっているため、大変ご不便をおかけしますが、令和5年4月入所予定者の3月中のならし保育のご利用については、ご遠慮いただきたくご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※大学に採用前に入所申込みを行った方につきましては、筑波大学の採用日前にならし保育を実施することはできませんので、あらかじめご了承ください。

8 ご利用に当たって

(1) 連絡の必要な場合

- ① 保育所を欠席・遅刻される場合は、午前8時00分から9時00分の間にご連絡ください。
体調が悪い場合はお子様の状態（発熱・発疹・下痢等）もお知らせください。
- ② 登降所の時間・送迎の人が変わる場合や、出張等でお届けの勤務先と違う場所に行く時は、必ず連絡先をお知らせください。
- ③ 勤務先・住所等に変更があった場合もお知らせください。

(2) 登降所について

- ① 送り迎えは原則として保護者の方とします。
送迎される方の顔写真（スナップ写真等）をあらかじめご提出ください。
保護者以外が迎えにいらっしゃる場合には事前にご連絡をお願いします。
- ② 玄関は防犯上、オートロックにて常時施錠しています。
玄関脇のインターホンを押してください。モニターで確認後、解錠いたします。顔認証システムをご利用いただくことも可能です。

○登所時

- 1) お子様の健康状態で気になることを保育者に直接口頭で伝えてください。
- 2) お子様を側から離さず、身支度はお子様と一緒にしてください。
- 3) 食べ物やおもちゃ・お金は持ってこないようにお願いします。
- 4) お子様をお預けになり玄関を出る時にフェリカカードを打刻してください。

○降所時

- 1) 職員から連絡帳とフェリカカードを受け取ってください。
- 2) 事務所の掲示物やその他の連絡事項を必ず見てください。
- 3) お子様を連れて玄関を出られる時にフェリカカードを打刻してください。
玄関を出る時は、先にお子様だけを出さないようにしてください。
※フェリカカードの打刻は間違いを防ぐため、必ず保護者の方が行ってください。

(3) 顔認証システムについて

ゆりのき保育所では顔認証を用いた玄関の解錠システムを導入しております。システムの利用に同意いただける方は、システムにご登録いただくことにより、ほとんど待ち時間なしで玄関の解錠ができます。なお、顔認証システムの登録は入所見のご両親のみとさせていただきます。

9 年齢別持ち物表

持ち物にはすべて名前を書いてください

※週末には、布団・カバー・バスタオルのお持ち帰りをお願いします。また、週初めには、布団にカバーの取り付けをお願いします。

※持ち物の詳細については、入所前の面談時にご説明いたします。

品名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
パンツ			◎	3
肌着 (枚)	3	3	3	3
着替え 上下 (セット)	3	3	3	3

食事用エプロン	◎ 3	3	3	
よだれかけ	*	*		
ガーゼハンカチ	* 3～4			
口拭きタオル（離乳食開始から）	◎ 3	3	3	
ビニール袋 （持ち帰り用バック）	1	1	1	1
コップ	◎ 1	1	1	1
歯ブラシ			◎ 1	◎ 1
水筒			1	1
紙おむつ	1 0	1 0	8	
おしり拭き	1	1	1	
バスタオル（午睡用）	1	1	1	1
散歩用靴	◎	1	1	1
敷き布団及び敷き布団カバー※	1	1	1	1

*は 必要に応じてお持ちください

◎は 保育所からの指示があつてからお持ちください

※敷き布団カバーは敷き布団の表面のみを覆うもの（敷きパッド）ではなく、敷き布団全体を覆うものをご用意ください。

10 ご家庭との連携

(1) 保育所からのお知らせ

① ゆりのき通信

行事案内・保育の様子・布団乾燥の予定・別紙にて給食献立をお知らせします。

② ほけんだより

感染症・健康管理・健康診断に関することをお知らせします。

③ 身体測定結果

測定後、連絡帳の裏表紙に記入します。

(2) 連絡帳

① 乳児クラス（0歳児）

乳児期は、食事や睡眠等の1日の生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育する事が必要です。連絡帳にはご家庭での様子をお書きください。保育者は、保育所での生活状況を毎日記入します。

② 幼児クラス（1～5歳児）

お子様の健康状態等を保育所に伝える際、ご記入ください。保育所や担当保育者からの伝達事項がある時もありますので、毎日確認してサインまたは押印をお願いします。

※登所前に、ご家庭でお子様の体温を測り、連絡帳に必ずご記入願います。

(3) その他のお知らせ

① 保育参観は日程をお知らせします。

② 個人面談を実施します。

③ 保護者懇談会を実施します。

(4) ご意見・ご要望・苦情相談について

お気づきの点・改善してほしい事等ありましたら遠慮なくご相談ください。

(5) 緊急時の連絡方法

お子様の急な病気や怪我及び災害時に連絡します。

- ①入所申込書・児童票にご記入いただいた勤務先へ連絡します。
- ②子どもは、転んだり友達と喧嘩をしたりしながら成長していきます。もし、お子様が怪我をした場合、状況を説明し筑波メディカルセンター病院（小児救急医療拠点病院）等で診察してもらいます。
- ③出張等で普段と違うところに出かける場合は、必ずお知らせください。

11 お子様の健康管理について

(1) かかりつけ医について

保育所では、お子様の日常的によくある病気や健康相談・栄養相談などの場合にお住まいの地域で気軽に行けて色々と相談できるかかりつけの先生（開業医）をあらかじめ登録しておくことをお願いしております。

(2) 提携病院等について

- ①お子様の急な病気や怪我の場合、筑波メディカルセンター病院等で診察してもらいます。

筑波メディカルセンター病院 〒305-0005 茨城県つくば市天久保 1-3-1

- ②本学の附属病院小児科の医師に嘱託医を委嘱しています。
- ③健康診断や歯科検診は本学附属病院の医師に委嘱しています。

筑波大学附属病院 〒305-8576 茨城県つくば市天久保 2-1-1

(3) 健康診断について

お子様の健康診断は入所時、及び年2回行うよう法令で定められています。
入所前の健診は、各自かかりつけ医等で受診してください（費用は保護者負担）。
入所後の定期検診は、本学附属病院医師が行います（費用は大学負担）。

(4) 日常の健康管理

- ①こんな時はお知らせください。いつ頃からの症状か、及び受診の有無についてもお知らせください。

○朝起きていつもと違うとき ・食事を食べたがらない ・熱っぽい ・ゴロゴロしている ・吐いた ・下痢をしている	○夜咳がひどい ○熱が出た ○受診した、薬を飲んでいる ○発疹がある ○家庭、近隣で感染症が発生している時 ○予防接種を受けた時
--	---

- ②こんな時はお知らせします。

○登園時には元気でも、37.5度以上の熱が出たとき ○下痢や嘔吐が続くとき ○怪我をしたとき ※症状によっては、お迎えをお願いする場合があります。（冬季や保育所内で感染性胃腸炎の発症がある時は、感染性胃腸炎と疑い、1回でも下痢・嘔吐があればお迎えをお願いします。）保育所から連絡があった場合にはお子様に負担がかからないよう原則30分以内にお迎えをお願いします。

③こんな時はお休みください。(病児、病後児は受け入れていません。)

- 37.5度以上の熱があるとき
- 解熱剤を使用して8時間以上経過していない場合
- 下痢、嘔吐の症状が治まってから24時間以上経過していない場合
- 感染症に罹患したとき・・・(5) 感染症について参照

体調不良児で、状態によっては次のような理由からお迎えをお願いする場合があります。

- ・お子様の体調がこれ以上悪くならないようにするため
- ・集団感染を防ぐため

※新型コロナウイルスへの対応として、上記とは異なる対応をしている場合がありますのでご了承ください。(「(5) 感染症について」参照。)

④その他

- 身体の清潔に気を配りましょう。
- 薄着の習慣をつけましょう。

乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装や、ゆるゆるの靴は動きを妨げ、怪我の原因となります。また、フードのついた服やスカート、飾りのついた髪ゴムや髪留めピン等は怪我や事故につながる可能性がありますので、避けていただくようお願いいたします。

- 朝食を食べ、排便を済ませてから登所しましょう。
- 早寝、早起きの習慣をつけましょう。
- 週に1度は爪切りをしましょう。

(5) 感染症について

感染症は、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱、下痢、咳等の症状が出ることをいいます。学校保健安全法では、伝染性の病気に掛かったときは出席停止の指示をしなければならない事になっており、保育所においてもこれを準用しております。感染症が発生した時は、速やかに保護者の皆様に発生状況を知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めております。

※お子様が感染症にかかった場合は、速やかに保育所にお知らせください。

※ゆりのき保育所における新型コロナウイルスへの対応については、ゆりのき保育所ホームページにて掲載しています。

保育所における感染症による休所の基準

意見書の提出を必要とする感染症(※)		
対象疾病	出席停止の期間の基準	休所のめやす期間
コレラ	治癒するまで	医師の診断による
細菌性赤痢	治癒するまで	医師の診断による
腸チフス	治癒するまで	医師の診断による
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師の診断による
麻疹	解熱後3日を経過するまで	10日間位
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	10日間位
風疹	発疹が消失するまで	6日間位

水痘 咽頭結膜炎（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 インフルエンザ	すべての発疹がかさぶたになるまで 主要症状消退後2日経過するまで 伝染のおそれなくなるまで 伝染のおそれなくなるまで 伝染のおそれなくなるまで 伝染のおそれなくなるまで 伝染のおそれなくなるまで 発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過し、抗インフルエンザ薬を服用していない事	10日間位 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による
意見書の提出を必要としない感染症		
対象疾病	出席停止の期間の基準	休所のめやす期間
溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅班（リンゴ病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 RSウイルス感染症 流行性嘔吐下痢症 （ロタウイルス等）	適切な抗菌薬投与開始後24時間を経て、 全身状態が安定するまで 全身状態が安定するまで（無症候キャリアは登所可） 全身状態が安定するまで（登所後も手洗いなどの 予防法を特に励行） 全身状態が安定するまで 全身状態が安定するまで （登所後も手洗いなどの予防法を特に励行） 急性症状が改善し、全身状態が安定するまで 急性症状が改善し、全身状態が安定するまで 下痢・嘔吐症状が回復し、24時間以上症状がな くなってから	医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による 医師の診断による

※「意見書」の用紙は保育所に用意してあります。

※「意見書」が必要でない感染症についても、感染のおそれがある場合には医師の「診断書」を提出していただくことがあります。

(6) 与薬について

①与薬は原則ご家庭でお願いいたします。

保育所に登所する子ども達は、ほとんどが集団生活に支障がない健康状態にあることが望ましいと考えます。与薬が必要な体調のお子様については、家庭保育が可能な日は原則家庭保育として、家庭でゆっくり療養するようにしてください。

②薬の飲み方をはかりつけ医に相談しましょう。

かぜ等で受診した際、保育所に通っていることを伝え、昼に薬を飲む必要があるか確認してください。1日2回の服用、または、1日3回でも「朝、帰宅後、寝る前」の服用ができないか確認し、可能であれば保育所での与薬が不要となるようご対応をお願いします。

③薬を飲んでいることを保育所にお知らせください。

薬の影響で眠くなるなどの症状が出ることがあります。服薬中は、お子様の状態の変化を注意してみいく必要があります。「何の薬を」、「何日分出され」、「朝・夕で飲んでいる」など必ずお知らせください。

④虫よけパッチは使用しないでください。

はがれ落ちてしまった場合に、誤飲する事故を防ぐため、保育所では、虫よけパッチの使用は控えていただきますようご協力をお願いいたします。

⑤保育所に与薬を依頼する場合

医師と相談の結果、指示によりやむを得ず保育時間中に与薬が必要な場合に限り保護者に代わり与薬を行います。その際は、**与薬依頼書**が必要です。慢性疾患の治療薬等、医師の判断で、治療上薬の使用を必要とする場合はご相談ください。なお、保育所は集団生活の場であることから、事故防止の為、以下のことについてご理解とご協力をお願いいたします。

○与薬できるお薬は、お子様を診察された医師が処方したもので、過去に内服し異常がなかったものに限りです。

**扱えない薬・・・初めて内服する薬、市販薬、座薬、吸入薬、解熱鎮痛剤
症状を判断して与薬しなければならない薬**

○与薬するお薬は、当日分（1回分）のみ、水薬も1回分に分けて持参してください。

○薬包、水薬の容器、すべてに必ず名前を記載してください。

○与薬依頼書、薬剤情報提供書、薬をジッパー付の袋に入れ、必ず職員に手渡ししてください。

○軟膏は、アトピー等の疾患で医師の指示により保育中もケアが必要なお子様の場合のみお預かりいたします。指示書は月初めに月単位で提出してください。

※以下のような場合は保育所で与薬ができません。

○与薬依頼書がない場合、または、記載漏れがある場合

○服用を嫌がる場合、または、吐くなどして飲ませられない場合

○直接手渡しで預かっていない場合（かばんに入っていた、連絡帳に挟んであった等）

(7) 予防接種に関するお願い

★ゆりのき保育所のご利用にあたっては、**原則として公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、お子様が接種可能な予防接種を全て受けることが条件となります。**予防接種スケジュールにつきましては、以下の参考URLをご覧ください、かかり付け医とご相談の上で実施願います。

★お子様が接種可能である予防接種を接種されず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただくこととなります。

日本小児科学会：http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/vaccine_schedule.pdf

乳幼児が集団で過ごす保育所において感染症は、またたく間に広がってしまいます。また、定期接種に導入されていない予防接種にも、おたふくかぜ等とても大切なワクチンがあります。予防接種をすることでお子さまが守られ、周りの子供達も守られます。結果、働く保護者の方も安心して勤務できる事につながりますので、ご協力をお願いいたします。

予防接種を行った時には（体調の変化に留意していきますので）お知らせください。

★予防接種後は、原則自宅安静をお願いいたします。

12 防災と安全管理

- ・いざという場合のお迎えや避難方法について、ご家族で話し合っておいてください。
- ・安全管理に関するパトロール等は、学内の警備会社に委託しています。
- ・散歩の時には職員が防犯ブザーを携帯しています。

(1) 補償制度

お子様の怪我等には十分注意して保育にあたりますが、万が一、怪我や設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ株式会社の加入している総合補償制度により補償させていただきます。

なお、持病扱いのもの等、保険対象外となる場合もございます。

補償保険		傷害保険
<賠償責任保険>		<傷害保険>
【施設・生産物】	【受託物】	死亡・後遺障害/100万円
対人/1事故/10億円	対物/1事故/1,000万円	入院/日額/1,500円
対物/1事故/10億円		通院/日額/1,000円

(2) 災害に備えて

①ゆりのき保育所の一時避難場所は保育所南側所庭です。

広域避難場所へ移動する際は吾妻中学校体育館です。

②警戒宣言が発令された場合

(i)閉所時に警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が解除されるまでは閉所となりますので、登所しないでください。

(ii)開所時に警戒宣言が発令された場合

- ・できるだけ早くお迎えをお願いします。
- ・電話回線の混雑が予想されますので、保育所からの電話連絡はできません。

③大地震が発生した場合

(i)地震発生時

- ・お子様を保育所内の安全な場所に避難させます。
- ・負傷したお子様については応急処置を行い、怪我の状況により医療機関に運びます。

(ii)地震発生後

- ・乳幼児を大勢連れ出すことは危険な為、できるだけ所内に留まります。
- ・所内に留まることが危険と判断した場合には、指定した一時避難場所又は広域避難場所（吾妻中学校体育館）へ避難します。

※保育所の玄関に避難場所を掲示しておきます。

- 1)お子様の引き渡しは、名簿を確認して行います。無断で連れ帰らないでください。
- 2)引き渡しの際は混乱を避ける為、身分証明書の掲示をお願いすることもあります。

④災害用伝言ダイヤルの活用

引き渡し場所を明確にする為、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用しますので、ご自宅及び保育所の電話番号でメッセージをご確認ください。

(i)保育所から避難所に避難した時は、保育所の電話番号にメッセージを残します。

(ii)お子様が医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

⑤災害用伝言ダイヤルの使用方法（伝言の再生方法）

(171をダイヤル)

こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルしてください。

(2をダイヤル)

被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。

(自宅又は保育所の電話番号をダイヤル)

電話番号〇〇の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。

【ダイヤル式の場合】

新しい伝言からお伝えします。・・・

【プッシュ式の場合】

(1をダイヤル)

新しい伝言からお伝えします。・・・

○災害用伝言ダイヤル（伝言の例）

①保育所に残した伝言

「〇〇（避難場所）へ避難しましたので、お迎えをお願いします。」

②自宅の電話番号に残した伝言

「△△君は□□（病院名）へ搬送されましたので、病院に直行してください。」

※災害用伝言ダイヤルは公衆電話及び一般電話からお掛けください。

※携帯電話は一部対応していない機種もあります。

学内連絡先

保育所に関するお問合わせ、苦情・相談等は下記までご相談ください。

総務部組織・職員課（労務）

Tel 029-853-2125（内線 2125）

E-mail: tsukuba.yurinoki@un.tsukuba.ac.jp

(保育所周辺の略図)

